

令和3年9月16日

各 サークル 監督
各 サークル 部長 殿
各 サークル 顧問
部活動に参加する学生の皆さんへ

福 山 平 成 大 学

部活動に参加する学生の新型コロナウイルス感染症に係る感染対策の徹底
及び部活動の活動基準の見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用が全国に拡大し、感染状況は、深刻さが増し、危機的な状況にあることは、ご承知のとおりです。

社会経済活動が制限される中、部（スポーツ）活動においても、自粛又は中止が余儀なくされております。

しかしながら、部活動は、多くの学生にとっては大学生活において様々なことが学べる、貴重な時間や場であります。このような感染状況下での部活動を許可するにあたっては、部活動における感染リスクを理解し、感染対策を遵守して行くことが前提となります。

このことから、令和3年2月12日に示しました部活動の活動方針等について、感染状況の変化、新たな感染対策や大学の対応方針等に関し、この度、見直しを行いました。内容を確認するとともに、以下の事項について遵守するよう、全部員に周知徹底を図り、部活動においてクラスターを発生させることの無いよう注意をお願いいたします。

なお、活動にあたり、毎日の健康観察（セレッソの健康調査の入力）、基本的な感染予防対策についての学習及び感染者・濃厚接触者となった場合の連絡体制について、定期的に学生とミーティング等で確認を行い、感染予防の徹底が図られるよう、併せて願する次第です。

記

1 活動条件について（部活動レベル1～3）

- (1) 事前に「行事・集会等参加願」を学生課に提出（1週間単位）し、学生委員長の承認を得ること。
また、願書にサークルの感染防止策（3密を防ぐ等）と実施内容を明記すること。
※各競技団体・連盟のガイドライン等を参考に感染防止策を作成すること。
- (2) 部活動の再開にあたっては、参加者は保証人の同意を得ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染への危惧から活動への参加を望まない部員に対しては、参加の強要やその後の活動に不利な取り扱いはしないこと。
- (4) 毎朝、検温を行い、健康状態と併せてセレッソの健康調査へ必ず入力すること（※参加者が入力を怠っている場合は、原則、当日の活動はできません）。活動日当日は、参加者の活動直前の健康確認を行うため、必ず、活動前に学生課へ別紙様式により報告をすること（提出日が休日等の場合は、各

部の連絡係→学生課))。また、発熱(37.5℃以上)がある場合や体調がすぐれない場合、また、同居人に風邪等の症状がある場合は活動をしないこと。

- (5) 活動する人数は、必要最小限の人数とし、3密を避けて活動すること。活動時間は、9時00分～19時00分の間で、最大2時間とすること。
- (6) マスクの着用(部活動中以外)・手洗い・手指消毒・うがい等を徹底すること。
- (7) 飲食を伴う行事等(飲み会等)は行わないこと。
- (8) 活動には、可能な限り、指導者等(監督、部長、顧問、コーチ)が帯同すること(部活動レベル3は、指導者等は活動中帯同)。それが難しい場合(部活動レベル1～2.5)は、当日の参加者の中から、連絡係を選出し、指導者等と連絡を密に取り、管理・監督ができる体制を整えること。
- (9) 「活動時の注意事項」を遵守すること(部活動レベルに関係無し)。
- (10) 大学からの指示に従うこと(部活動レベルに関係無し)。

2 活動時の注意事項

- (1) 接触を伴わない活動では、お互いに手を伸ばしても届かない距離(目安として2メートル)を取るようにすること。
- (2) 強度が高い活動の場合は、吸気が激しくなるため、より一層距離をあげる。また、対面をできるだけ避けること。
- (3) 部活動中にマスクを着用していない場合は、十分な距離をあげるように留意すること。
- (4) 水分補給をする際は共有のボトル等は使用せず、各自が持参すること。
- (5) 握手やハイタッチは避けること。また、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- (6) 会話等の際は、対面を避け、お互いの距離を取ること。また、必要以上に大声を出して会話・呼びかけ・応援等を行わないこと。
- (7) 部活動で使用する用具や部室のドアノブ等、共有物・共有する場所は、活動前後に消毒をすること。
- (8) 屋内の施設(体育館等)を利用する際は、換気(窓、扉、ドアの常時解放等)を徹底すること。
- (9) ユニホームやタオル等は、各自で持参・保管し、自宅で洗濯をすること。
- (10) 部室利用に際し、以下の点を遵守すること。
 - ①窓をあけて換気をすること(可能な限り2か所以上あけて換気を良くする)。
 - ②利用者の各人が2メートルの距離を取ること。
 - ③マスクを着用すること。
 - ④できるだけ小さな声で話すこと。
 - ⑤滞在時間は短時間とすること。
 - ⑥着席する場合は正面に向き合うことがないように座ること。
 - ⑦水分補給以外の飲食は行わないこと(但し、水分補給のため、マスクを外す場合は最小時間で行う)。
- (11) ミーティングや打ち合わせはできる限り、Webないし屋外で実施すること。隣との間隔を1メートル以上取り、正面に向き合うことがないレイアウトにして、マスクを着用すること。
- (12) 活動日、時間、出席者氏名、学生番号を記載した出席簿を毎回作成し、保管しておくこと(1か月間)。

3 トレーニング室の使用について

- (1) 一度に使用できる人数は、最大で10人までとすること。
- (2) 一人あたりの利用は、9時00分～19時00分の間で、最大1時間とすること。
- (3) 器具は、使用後に触れた箇所を、また、汗が床等に落ちた場合は、その場所を消毒すること。
- (4) その他、上記の「活動時の注意事項」を遵守すること。

4 部活動再開に向けた注意事項

再開にあたっては、学生は、スポーツ活動の自粛期間があり、心身のコンディションが低下している可能性があることから、練習再開時にケガの増加等が危惧される。従って、練習は、強度が低く、時間が短いものから始め、徐々に心身を慣れさせるよう配慮することが望ましい。

5 課外活動の活動基準 (Ver.2)

部活動のレベル	判断の目安			大学の指針等			
		広島県のステージ評価	学内		練習内容	トレーニングルーム	練習試合・公式試合・公演・発表会等への参加
0	危険がない状態		感染拡大が収束している場合。	全面的に許可。	通常練習	使用可	通常の手続きにより参加可。
1 (要注意)	感染への注意が必要な状態	感染が散発的に発生「ステージⅠ」	福山市で感染者が発生したが、学内の感染拡大が認められない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で、3密を避けて活動可。 ・学内施設の使用可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム全体練習。 ・用具等を使用して人との接触を伴う練習。 	使用可	試合等における感染防止対策が十分に講じられていることを大学で確認の上、参加を許可する。
2 (警戒)	大人数での行事、イベント等に自粛要請が出ている状態	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスターが度々発生し、感染者が段々と増えている段階「ステージⅡ」。 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者の報告数が4人以上。 	学内で感染者が発生したが、感染拡大は起きておらず、また、その可能性が低い場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で、感染リスクの低い活動可。 ・学内施設の使用可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム練習（30名以内） ・用具等の使用は、必要最小限とし、部分的に人との接触を伴う練習。 	使用可	試合等における感染防止対策が十分に講じられていることを大学で確認の上、参加を許可する。

<p style="text-align: center;">2.5 (警戒高)</p>	<p>広島県内にまん延防止等重点措置が適用されている。あるいは、広島県に緊急事態宣言は発出されていないが部活動への活動自粛の要請が出ている状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージ2に比べ、クラスターが多発する等、感染者が急増している段階「ステージⅢ」。 ・直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者の報告数が15人以上。 	<p>学内で感染者が発生し、感染拡大の恐れがある場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動自粛（オンライン活動除く）。 ・指導者等の立ち合いのもと、学内施設の使用可（トレーニングルーム除く）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム練習（30名以内）。 ・人との接触を伴わない練習。 	<p>指導者の管理・監督のもと、使用可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁止（合宿は禁止）。 ・但し、各競技への参加は、協会や連盟が主催する大会等（リーグ戦等）が主催者側の判断により実施され、参加が避けられない場合は、指導者等の要請により、個別に判断をする。 ・参加が認められた大会等に伴う事前練習等については、時間・期間・人数等について指導者等と協議の上、決定する。 ・また、学外者が参加して実施する学内外の試合等については、参加の必要性や、感染防止対策が徹底していると大学が判断した場合は、参加可。 <p>※国・県・市からの部活動の活動制限等を考慮する。</p>
<p style="text-align: center;">3 (緊急)</p>	<p>広島県に緊急事態宣言が発令されている状態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染が拡大している状態「ステージⅣ」。 ・直近 	<p>学内で感染者が継続的に発生し、クラスターが起きる恐れがある場合。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動自粛（オンライン活動除く）。 ・学内施設の使用は原則禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数（10名以内）のグループ練習。 ・人との接触を伴わない練習。 	<p>使用不可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁止（合宿は禁止）。 ・但し、各競技への参加は、協会や連盟が主催する大会等（リーグ戦等）が主催者側の判断により実施され、参加が避けられない場合は、指導者等の要請により、個別に判断をする。 ・参加が認められた大会等に伴う事前練習等は、時間・期

		1週間の人口10万人当たりの新規感染者の報告数が25人以上。					間・人数等について、指導者等と協議の上決定する（必要最小限に止める）。 ※国・県・市からの部活動の活動制限等を優先する。
4 (活動停止)	大学を閉鎖せざるを得ない状態		学内で大規模なクラスターが発生している、爆発的に感染が拡大している場合。	<ul style="list-style-type: none"> 活動禁止（オンライン活動除く）。 学内施設の使用禁止。 	自宅・屋外等での個人練習のみ	使用不可	全面禁止

※部活動レベルの移行の目安は1週間とする。

6 練習試合・公式試合・公演・発表会等の参加について（補足）

大会等を主催する主催者が定めている参加基準に従う。但し、参加基準を定めていない場合は、次のとおりとする。

（1）試合等が県外で実施された場合

実施場所がまん延防止等重点措置の適用又は、緊急事態宣言が発令されている場合は、帰福後（通学圏）、PCR検査を受検すること。陰性と判るまでは来学を控えること。また、PCR検査が実施できない場合は、1週間の健康観察を行い、発熱や風邪等の症状がないことを確認すること。それまでは、来学を控えること（外出や他者との接触を極力控える）。

（2）学外の参加者が本学で試合等を実施する場合

2週間前からの健康調査票及び監督等（相手チーム）から実施に係る確認書を提出してもらうこと。

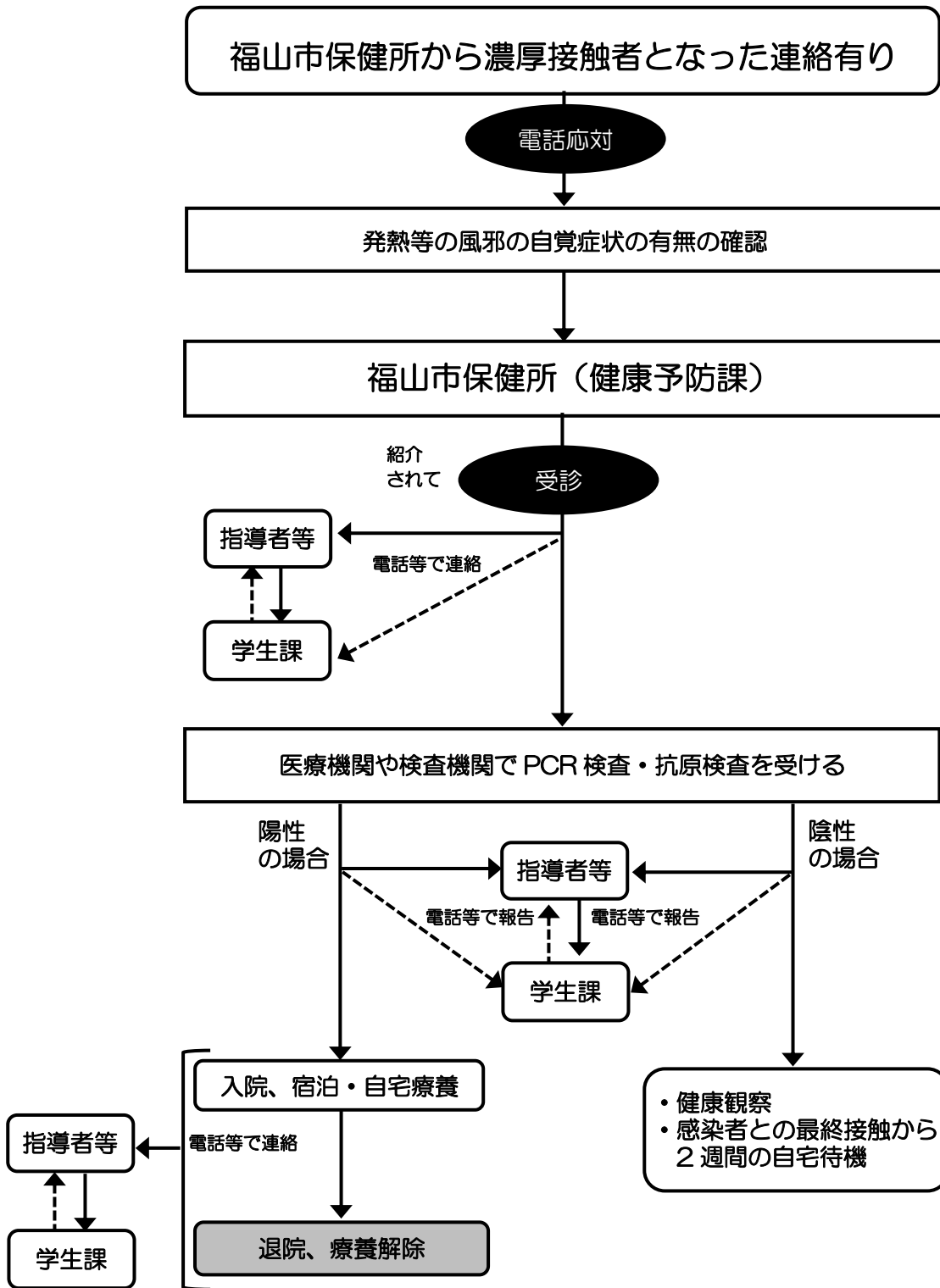
（3）まん延防止重点措置の適用又は緊急事態宣言の発令の地域からの参加者が本学で試合等を実施する場合

中止又は延期を検討する。やむを得ず実施する場合は、その必要性を十分検討し、参加者全員（本学学生を除く）にPCR検査を受検してもらい陰性を確認すること、また、PCR検査の受検が困難な場合は、その理由、2週間前からの健康調査票及び学校長等の実施に係る同意書を提出してもらうこと。

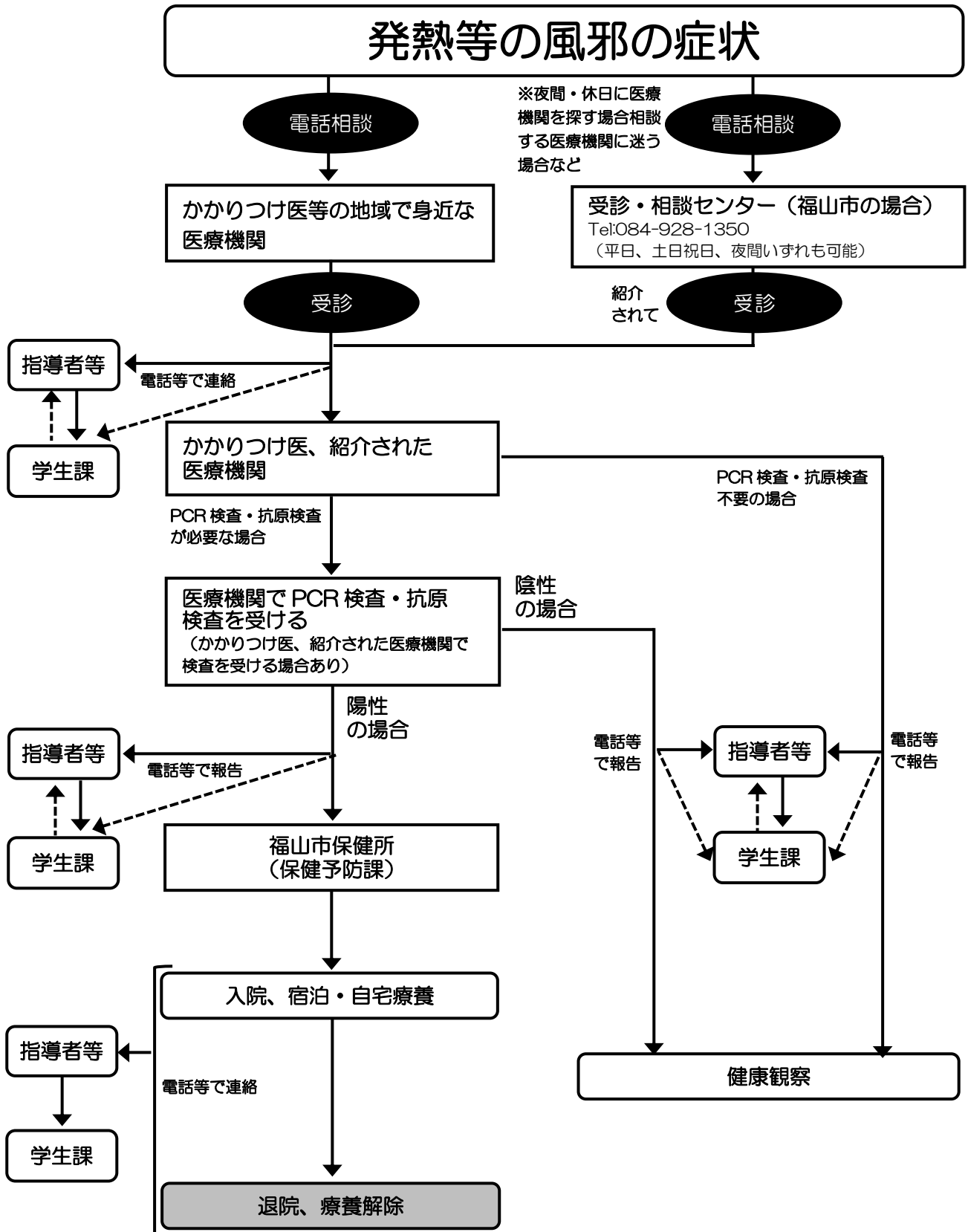
7 部内での感染者及び濃厚接触者が発生した場合等の対応について

新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる場合）や濃厚接触者であると判断された場合（疑われる場合）は、直ちに指導者又は学生課へ連絡を入れ、必要な指示を仰ぐ。併せて、行動の記録（いつ、どこで、誰と、何をしたか）を作成しておくこと。

8 濃厚接触者となった場合の流れ



9 体調不良時の電話相談とその後の流れ



10 活動許可の取り消しについて

各部が、定めた感染防止に係る部活動の条件、注意事項や部内に感染者が発生した場合の対応について、大学からの指示等を遵守できていないと判断した場合は、部活動の許可を取り消す。

11 参照して下さい

(1) 各競技団体・連盟のガイドライン等

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」

https://www.univas.jp/uploads/2021/09/Covid-19_Guideline_for_University_sports_of_univas_20210906_Ver5.pdf

(3) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf

(4) 緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動について

https://www.mext.go.jp/content/20210428-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

以上